

議案第2号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

- 1 相手方 八幡浜市向灘 XXXXXXXXXX
大 本 宗 司
- 2 事件名 漁船燃料油漏れ回収費用請求事件
- 3 事件の内容
 - (1) 有限会社新生水産は、平成24年8月21日、八幡浜漁港（須田地区）に係留していた同社所有の漁船「第一八勝丸」から油を海面に流出させ、市に対し、油の回収作業費用3,798,730円の損害を負わせた。
 - (2) 相手方は、当時から、同社の代表取締役として、同船について油を流出させないように適切に管理し、及び、油の流出後にこれを早期に同社に回収させ、損害を発生させないようにすべき義務があったにもかかわらず、これを悪意又は重過失によって怠った。
- 4 請求の趣旨
 - (1) 相手方は、市に対し、会社法（平成17年法律第86号）第429条第1項の規定に基づく損害賠償請求として、総額3,798,730円の一部である1,000,000円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法（明治29年法律第89号）所定の年5分の割合による遅延損害金を支払え。
 - (2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求めるもの。
- 5 授権事項
 - (1) 本件に係る訴えの不提起又は取下げ
 - (2) 本件に係る上訴に関すること
- 6 管轄裁判所 八幡浜簡易裁判所

提案理由

相手方に対し、漁船燃料油漏れ回収費用請求の訴えの提起を行うため。